自動車損害賠償責任保険基準料率

2023年1月18日届出 損 害 保 険 料 率 算 出 機 構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率〔その1 60か月~53か月契約〕

	1		1	1	1	1	1		(単位:円)
車種	保険期間	60か月 契 約	59か月 契 約	58か月 契 約	57か月 契 約	56か月 契 約	55か月 契 約	54か月 契 約	53か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
	A								
営業用乗用自動車	В								
百 采 爪 禾 爪 日 勤 毕	С								
	D								
自 家 用 乗 用	自 動 車								
普 け 営 最大積載量が2	トンを超えるもの								
貨及普 用 最大積載量が:	2トン以下のもの								
自び物 自 最大積載量が2	トンを超えるもの								
	2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小 型 二 輪	自 動 車								
軽 自 動 車	検査対象車								
在 日 勤 平	検査対象外車	14, 200							
原 動 機 付	自 転 車	13, 310							
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊 急 自	動車								
商 (イ) 三輪以上の自動車	車(軽自動車を除く)	26, 180	25, 850	25, 510	25, 180	24, 840	24, 500	24, 170	23, 830
品 (中) 小型二重	輪 自 動 車	13, 270	13, 140	13,010	12,880	12, 750	12,620	12, 490	12, 360
動(小)軽自動車・	検査対象車	13, 270	13, 140	13, 010	12,880	12, 750	12,620	12, 490	12, 360
車	検査対象外車	13, 200	13, 070	12, 940	12,820	12, 690	12, 560	12, 430	12, 300
特 (イ) 霊 き ゅ	う自動車								
種 (p) 教 習 用	自 動 車								
用 (ハ) a 三輪以上の自動	h車(軽自動車を除く)								
自 そ b小型二	輪自動車								
動 の c 軽自動車・	検査対象車								
車他	検査対象外車	19, 890							
被けん引旅客自動車、被 物自動車、被けん引小型 被けん引大型特殊自動車 型特殊自動車、被けん引 車及び検査対象被けん引	貨物自動車、 、被けん引小 特種用途自動								
検査対象外被けん	引軽自動車	5, 770							

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率〔その2 52か月~45か月契約〕

			1			1			(単位:円)
車種	保険期間	52か月 契 約	51か月 契 約	50か月 契 約	49か月 契 約	48か月 契 約	47か月 契 約	46か月 契 約	45か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
	A								
営業用乗用自動車	В								
百 采 爪 禾 爪 日 勤 毕 	С								
	D								
自 家 用 乗 用	自 動 車								
普 け 営 最大積載量が2	トンを超えるもの								
貨及普 加 通 用 最大積載量が	2トン以下のもの								
自び物 自 最大積載量が2	トンを超えるもの								
	2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小 型 二 輪	自 動 車								
軽 自 動 車	検査対象車								
1	検査対象外車					12, 470			
原 動 機 付	自 転 車					11, 760			
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊 急 自	動車								
商 (イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	23, 500	23, 160	22, 820	22, 490	22, 150	21,810	21, 470	21, 120
品 (ロ) 小 型 二	輪自動車	12, 240	12, 110	11, 980	11,850	11,720	11, 590	11, 460	11, 320
動(ハ)軽自動車	検査対象車	12, 240	12, 110	11, 980	11,850	11, 720	11, 590	11, 460	11, 320
車	検査対象外車	12, 180	12,050	11,920	11, 790	11,660	11,540	11, 400	11, 270
特(イ)霊きゅ	う 自 動 車								
種 (p) 教 習 用	自 動 車								
用 (ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)								
虚 そ b 小 型 二	輪自動車								
動 の c 軽自動車	検査対象車								
車他世界日勤革	検査対象外車					17, 070			
被けん引旅客自動車、被 物自動車、被けん引小型 被けん引大型特殊自動車 型特殊自動車、被けん引 車及び検査対象被けん引	!貨物自動車、 「、被けん引小 特種用途自動								
検査対象外被けん	引軽自動車					5, 660			

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率〔その3 44か月~37か月契約〕

			1			-	-		(単位:円)
車種	保険期間	44か月 契 約	43か月 契 約	42か月 契 約	41か月 契 約	40か月 契 約	39か月 契 約	38か月 契 約	37か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
	A								
	В								
百米川木川日勤平	С								
	D								
自 家 用 乗 用	自 動 車								24, 190
普 け 営 最大積載量が21	トンを超えるもの								
^{貨及普} 用 最大積載量が 2	トン以下のもの								
自び物 自 最大積載量が2]	トンを超えるもの								
	トン以下のもの								
小型貨物自動車及び	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小型二輪	自 動 車								10,630
 軽	検査対象車								24, 010
	検査対象外車								
原動機付	自 転 車								
大型特殊自動車及び小型	型特殊自動車								
緊 急 自	動 車								8,660
商 (イ) 三輪以上の自動車	፲(軽自動車を除く)	20, 780	20, 440	20, 090	19, 750	19, 410	19, 070	18, 720	18, 380
品 (中) 小型二軸	論 自 動 車	11, 190	11,060	10, 930	10,800	10, 660	10, 530	10, 400	10, 270
	検査対象車	11, 190	11,060	10, 930	10,800	10, 660	10, 530	10, 400	10, 270
車	検査対象外車	11, 140	11, 010	10, 880	10, 750	10, 620	10, 490	10, 360	10, 230
特(イ)霊きゅう	う 自 動 車								
種 (p) 教 習 用 用 TANNO ACC	自 動 車								
途 (ハ) a =輪以上の自動。									
自 そ b 小 型 二	輪自動車								14, 470
c 軽自動車	検査対象車								
	検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被 物自動車、被けん引小型 被けん引大型特殊自動車、 型特殊自動車、被けん引 車及び検査対象被けん引車	貨物自動車、 被けん引小 特種用途自動								
検査対象外被けん	可权力新古								

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率〔その4 36か月~29か月契約〕

		ı	1	1	1	1	1	ı	(単位:円)
車種	保険期間	36か月 契 約	35か月 契 約	34か月 契 約	33か月 契 約	32か月 契 約	31か月 契 約	30か月 契 約	29か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
	А								
	В								
営業用乗用自動車	С								
	D								
自 家 用 乗 用	自 動 車	23, 690	23, 190	22, 690	22, 180	21, 680	21, 180	20, 670	20, 170
涌 ル	トンを超えるもの								
り 来 貨及普 用 最大積載量が	2トン以下のもの								
物貨 自 最大積載量が 2	トンを超えるもの								
動 動 車 車 用 最大積載量が	2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小型二輪	自 動 車	10, 490	10, 340	10, 200	10,060	9, 910	9, 770	9, 630	9, 480
47 5 31 ±	検査対象車	23, 520	23, 020	22, 520	22, 030	21, 530	21, 030	20, 530	20, 030
軽 自 動 車	検査対象外車	10,710							
原 動 機 付	自 転 車	10, 170							
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊 急 自	動車	8, 570	8, 480	8, 390	8, 290	8, 200	8, 110	8, 020	7, 930
商 (イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	18, 040	17, 690	17, 340	16, 990	16, 640	16, 290	15, 940	15, 590
品 (中) 小型二	輪自動車	10, 140	10,000	9,870	9, 740	9,600	9, 470	9, 330	9, 200
動 (小) 較白動車	検査対象車	10, 140	10,000	9,870	9, 740	9, 600	9, 470	9, 330	9, 200
期 (ハ) 軽自動車 車	検査対象外車	10, 100	9, 970	9,840	9, 700	9, 570	9, 440	9, 310	9, 170
特 (イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種 (p) 教 習 用	自 動 車								
用 (ハ) a 三輪以上の自!	動車(軽自動車を除く)								
	輪自動車	14, 230	13, 990	13, 740	13, 500	13, 250	13, 010	12, 760	12, 510
動の	検査対象車								
車 他 c 軽自動車	検査対象外車	14, 200							
被けん引旅客自動車、被物自動車、被けん引小型被けん引大型特殊自動車型特殊自動車、被けん引車型特殊自動車でがある。 車及び検査対象被けん引	!貨物自動車、 「、被けん引小 特種用途自動								
検査対象外被けん	引軽自動車	5, 560							

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 [その5 28か月~21か月契約]

									(単位:円)
車種	保険期間	28か月 契 約	27か月 契 約	26か月 契 約	25か月 契 約	24か月 契 約	23か月 契 約	22か月 契 約	21か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
	A								
兴田 五田 白 動 古	В								
営業用乗用自動車	С								
	D								
自 家 用 乗 用	自 動 車	19,670	19, 160	18,660	18, 160	17, 650	17, 140	16, 630	16, 110
通 ペール	2トンを超えるもの				44, 130	42, 610	41,070	39, 530	37, 980
り 業 貴及普 用 最大積載量が	2トン以下のもの				31, 120	30, 110	29, 090	28, 060	27, 030
自 び物 自 最大積載量が 2	2トンを超えるもの				32, 030	30, 980	29, 920	28, 860	27, 790
動・私	2トン以下のもの				29, 300	28, 370	27, 410	26, 460	25, 500
小型貨物自動車及び	営 業 用				27, 090	26, 240	25, 370	24, 500	23, 630
けん引小型貨物自動車	自 家 用				20, 950	20, 340	19, 720	19, 090	18, 470
小型二輪	自 動 車	9, 340	9, 200	9,050	8, 910	8, 760	8,620	8, 470	8, 320
#	検査対象車	19, 530	19, 030	18, 540	18, 040	17, 540	17, 030	16, 520	16, 010
軽 自 動 車	検査対象外車					8, 920			
原 動 機 付	自 転 車					8, 560			
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車				8, 840	8, 700	8, 550	8, 410	8, 270
緊 急 自	動車	7,840	7, 740	7,650	7, 560	7, 470	7, 380	7, 280	7, 190
商 (イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	15, 240	14, 890	14, 550	14, 200	13, 850	13, 490	13, 130	12, 780
品(中)小型二	輪自動車	9,070	8, 930	8,800	8,660	8, 530	8, 390	8, 260	8, 120
動 (ハ)軽自動車	検査対象車	9,070	8, 930	8,800	8,660	8, 530	8, 390	8, 260	8, 120
車	検査対象外車	9, 040	8, 910	8, 780	8, 640	8, 510	8, 370	8, 240	8, 110
特(イ)霊きゅ	う 自 動 車				8, 040	7, 930	7,810	7, 700	7, 590
種 (p) 教 習 用	自 動 車				8, 040	7, 930	7, 810	7, 700	7, 590
用 (ハ) a 三輪以上の自!	動車(軽自動車を除く)				20, 580	19, 980	19, 370	18, 760	18, 150
直 そ b 小 型 二	輪自動車	12, 270	12, 020	11, 780	11, 530	11, 290	11, 030	10, 780	10, 530
動のに軽自動車	検査対象車				11, 530	11, 290	11,030	10, 780	10, 530
車他	検査対象外車					11, 270			
被けん引旅客自動車、被 物自動車、被けん引小型 被けん引大型特殊自動車 型特殊自動車、被けん引 車及び検査対象被けん引	型貨物自動車、 重、被けん引小 特種用途自動				5, 440	5, 430	5, 420	5, 420	5, 410
検査対象外被けん	引軽自動車					5, 450			

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率〔その6 20か月~13か月契約〕

保険期間 20か月 19か月 18か月 17か月 16か月 15か月 15か月 1		(単位:円)
車種製約製約製約製約製約製約	14か月 契 約	13か月 契 約
乗合自動車及び営業用		34, 100
けん引旅客自動車 自 家 用		12, 050
A A		84, 050
営業用乗用自動車 B		67, 180
		51, 570
D D		35, 230
自家用乗用自動車 15,600 15,090 14,570 14,060 13,550 13,030	12, 520	12,010
普 けんり 営 表大積載量が2トンを超えるもの 36,440 34,900 33,360 31,810 30,270 28,730	27, 180	25, 640
貨及普 用 最大積載量が2トン以下のもの 26,000 24,980 23,950 22,920 21,900 20,870	19, 840	18, 810
自 び物 自 表大積載量が2トンを超えるもの 26,730 25,670 24,600 23,540 22,480 21,410	20, 350	19, 290
動 前 末 用 最大積載量が2トン以下のもの 24,550 23,590 22,630 21,680 20,730 19,770	18, 810	17, 860
小型貨物自動車及び 営 業 用 22,770 21,900 21,030 20,160 19,300 18,430	17, 560	16, 700
けん引小型貨物自動車自家用17,84017,22016,60015,97015,35014,720	14, 100	13, 480
小型二輪自動車8,1808,0307,8907,7407,5907,450	7, 300	7, 150
軽 自 動 車 検査対象車 15,500 15,000 14,490 13,980 13,470 12,960	12, 450	11,950
校查对象外車		
原動機付自転車		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車 8,120 7,980 7,840 7,690 7,550 7,410	7, 260	7, 120
緊 急 自 動 車 7,100 7,000 6,910 6,820 6,730 6,630	6, 540	6, 450
商 (イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 12,420 12,070 11,710 11,350 11,000 10,640	10, 290	9, 930
品 自 (p) 小型二輪自動車 7,980 7,840 7,710 7,570 7,430 7,300	7, 160	7, 030
動 (ハ)軽自動車 検査対象車 7,980 7,840 7,710 7,570 7,430 7,300	7, 160	7,030
車 検査対象外車 7,970 7,840 7,700 7,570 7,430 7,290	7, 160	7,020
特 (イ) 霊 き ゅ う 自 動 車 7,480 7,370 7,250 7,140 7,030 6,920	6,810	6, 700
種 (r) 教 習 用 自 動 車 7,480 7,370 7,250 7,140 7,030 6,920	6,810	6, 700
用 涂 (ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 17,550 16,940 16,330 15,720 15,110 14,500	13, 890	13, 280
自 そ b 小型二輪自動車 10,280 10,030 9,780 9,530 9,280 9,030	8, 780	8, 530
動 の c 軽自動車 検査対象車 10,280 10,030 9,780 9,530 9,280 9,030	8, 780	8, 530
車 他 検査対象外車		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車5,4005,3905,3805,3705,360	5, 340	5, 330
検査対象外被けん引軽自動車		

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率〔その7 12か月~5か月契約〕

-									(単位:円)
車種	保険期間	12か月 契 約	11か月 契 約	10か月 契 約	9か月 契 約	8か月 契 約	7か月 契 約	6か月 契 約	5か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用	31, 920	29, 690	27, 460	25, 240	23, 020	20, 790	18, 570	16, 340
けん引旅客自動車	自 家 用	11,530	11, 010	10, 480	9, 960	9, 430	8, 900	8, 380	7,850
	A	78, 100	72, 020	65, 950	59, 880	53, 800	47, 730	41,660	35, 580
B B B		62, 500	57, 720	52, 950	48, 170	43, 400	38, 630	33, 860	29, 080
営業用乗用自動車	С	48, 060	44, 490	40, 920	37, 350	33, 780	30, 210	26, 640	23, 070
	D		30, 650	28, 340	26, 030	23, 710	21, 400	19, 090	16, 780
自 家 用 乗 用	自 動 車	11,500	10, 970	10, 450	9, 930	9, 400	8,880	8, 360	7,830
通 ル	トンを超えるもの	24, 100	22, 520	20, 950	19, 380	17, 800	16, 230	14, 660	13, 080
貨及普 掘 用 最大積載量が	2トン以下のもの	17, 790	16, 740	15, 690	14, 640	13, 600	12, 550	11, 500	10, 450
物貨点	トンを超えるもの	18, 230	17, 140	16, 060	14, 970	13, 890	12, 800	11, 720	10,640
	2トン以下のもの	16, 900	15, 930	14, 960	13, 980	13, 010	12, 030	11, 060	10,090
小型貨物自動車及び	営 業 用	15, 830	14, 940	14, 060	13, 180	12, 290	11, 410	10, 520	9, 640
けん引小型貨物自動車	自 家 用	12,850	12, 220	11, 580	10, 940	10, 310	9, 670	9, 030	8, 400
小 型 二 輪	自 動 車	7,010	6, 860	6, 710	6, 560	6, 410	6, 260	6, 110	5, 960
軽 自 動 車	検査対象車	11, 440	10, 920	10, 400	9, 880	9, 360	8, 850	8, 330	7,810
軽 日 期 単	検査対象外車	7, 100							
原 動 機 付	自 転 車	6, 910							
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車	6, 970	6, 830	6, 680	6, 530	6, 390	6, 240	6, 100	5, 950
緊 急 自	動車	6, 350	6, 260	6, 160	6,070	5, 980	5,880	5, 790	5, 690
商 (イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	9, 570	9, 210	8,850	8, 480	8, 120	7, 760	7, 390	7, 030
品 (中) 小型二	輪自動車	6,890	6, 750	6, 610	6, 470	6, 330	6, 190	6, 050	5, 910
動(小軽自動車	検査対象車	6,890	6, 750	6,610	6, 470	6, 330	6, 190	6, 050	5, 910
車	検査対象外車	6, 890	6, 750	6,610	6, 480	6, 340	6, 200	6,060	5, 930
特(イ)霊きゅ	う 自 動 車	6, 580	6, 470	6, 360	6, 240	6, 130	6,010	5, 900	5, 790
種 (p) 教 習 用	自 動 車	6, 580	6, 470	6, 360	6, 240	6, 130	6, 010	5, 900	5, 790
用 (ハ) a 三輪以上の自動	功車(軽自動車を除く)	12,670	12, 050	11, 430	10,810	10, 190	9, 560	8, 940	8, 320
虚 を b 小 型 二	輪自動車	8, 280	8, 020	7,770	7, 510	7, 260	7,000	6, 750	6, 490
動 の c 軽自動車	検査対象車	8, 280	8, 020	7,770	7, 510	7, 260	7,000	6, 750	6, 490
車他世界	検査対象外車	8, 280							
被けん引旅客自動車、被 物自動車、被けん引小型 被けん引大型特殊自動車 型特殊自動車、被けん引 車及び検査対象被けん引	5, 320	5, 320	5, 310	5, 300	5, 290	5, 280	5, 270	5, 260	
松木牡色从地斗	引軽自動車	5, 340							

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 [その8 4か月~5日契約]

			•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(単位:円)
車	種	保険期間	4か月 契 約	3か月 契 約	2か月 契 約	1か月 契 約	5日 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用	14, 120	11, 890	9,670	7, 440	
けん	引旅客自動車	自 家 用	7, 320	6, 800	6, 270	5, 740	
		A	29, 510	23, 440	17, 360	11, 290	
沿 柴	用乗用自動車	В	24, 310	19, 540	14, 760	9, 990	
日 未	用 米 用 日 <u></u> 野 早	С	19, 500	15, 930	12, 360	8, 790	
		D	14, 460	12, 150	9,840	7, 530	
自复	家 用 乗 用	自 動 車	7, 310	6, 790	6, 260	5, 740	
普通引	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの	11,510	9, 940	8, 360	6, 790	
貨及普 伽 通		2トン以下のもの	9, 410	8, 360	7, 310	6, 260	
自び物自	自 _{最大積載量が2} 家	トンを超えるもの	9, 550	8, 470	7, 380	6, 300	
動車		2トン以下のもの	9, 110	8, 140	7, 160	6, 190	
	貨物自動車及び	営 業 用	8, 750	7, 870	6, 980	6, 100	
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	7, 760	7, 130	6, 490	5, 850	
小	型二輪	自 動 車	5,810	5, 660	5, 520	5, 360	
軽	自 動 車	検査対象車	7, 290	6, 770	6, 250	5, 740	
半土	日 期 毕	検査対象外車					
原	動機付	自 転 車					
大型物	寺殊自動車及び小	型特殊自動車	5,800	5, 660	5, 510	5, 360	
緊	急 自	動車	5,600	5, 500	5, 410	5, 310	
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	6,670	6, 310	5, 940	5, 580	5, 280
品自	(미) 小型二	輪自動車	5, 770	5, 630	5, 500	5, 360	5, 240
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 770	5, 630	5, 500	5, 360	5, 240
車	(7) 牲日 助 牛	検査対象外車	5, 790	5, 650	5, 510	5, 370	5, 260
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	5, 670	5, 560	5, 440	5, 330	
種	(四) 教 習 用	自 動 車	5, 670	5, 560	5, 440	5, 330	
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	助車(軽自動車を除く)	7, 700	7, 080	6, 460	5, 840	
自	そ b 小 型 二	輪自動車	6, 240	5, 980	5, 730	5, 470	
動	の ,, c 軽自動車	検査対象車	6, 240	5, 980	5, 730	5, 470	
車	他	検査対象外車					
物自動 被けん 型特殊	別旅客自動車、被 即車、被けん引小型 別大型特殊自動車 自動車、被けん引 後 で対象被けん引	貨物自動車、 、被けん引小 特種用途自動	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
検査	対象外被けん	引軽自動車					
-							

⁽注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に 使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本 拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く)	A
北海道(札幌市を除く)、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く)、神奈川県(横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県(名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシー及びハイヤーを除く)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシー及びハイヤーを除く)、大阪府(大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く)、兵庫県(神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く)、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県(北九州市及び福岡市を除く)、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く)	В
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	С
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、 枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市(大和川以北の区域に限る)、 門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域と は、神戸市、尼崎市、明石市(瀬戸川以東の区域に限る)、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝 塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その1 60か月~53か月契約]

		,					-		(単位:円)
車種	保険期間	60か月 契 約	59か月 契 約	58か月 契 約	57か月 契 約	56か月 契 約	55か月 契 約	54か月 契 約	53か月 契 約
	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
営業用乗用自動車 -	個人タクシーを除く								
	個人タクシー								
自 家 用 乗 用	自 動 車								
普 け 営 最大積載量が2 引	トンを超えるもの								
貸及普 用 最大積載量が2	トン以下のもの								
自び物 自 最大積載量が2 ト	トンを超えるもの								
	トン以下のもの								
7. 王贞协自勤平及 0	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小型二輪	自 動 車								
 軽 自 動 車 	検査対象車								
	検査対象外車	6, 900							
原 動 機 付 🛭	自 転 車	6, 100							
大型特殊自動車及び小型	型特殊自動車								
緊 急 自	動 車								
商 (イ) 三輪以上の自動車	(軽自動車を除く)	6, 480	6, 460	6, 430	6, 410	6, 390	6, 370	6, 350	6, 330
品 (中) 小型二軸	論 自 動 車	6, 350	6, 330	6, 310	6, 290	6, 280	6, 260	6, 240	6, 220
	検査対象車	6, 350	6, 330	6, 310	6, 290	6, 280	6, 260	6, 240	6, 220
	検査対象外車	6, 370	6, 350	6, 330	6, 310	6, 300	6, 280	6, 260	6, 240
	自動車								
(p) 教 習 用	自 動 車								
用 (ハ) a 三輪以上の自動 ¹	車(軽自動車を除く)								
自 そ b 小型ニョ	輪自動車								
○ 軽白動宙	検査対象車								
	検査対象外車	5, 820							
被けん引旅客自動車、被けん動車、被けん引小型貨物自動大型特殊自動車、被けん引小車、被けん引い種用途自動車被けん引軽自動車	車、被けん引 型特殊自動								
検査対象外被けん	別軽自動車	5, 770							

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 [その2 52か月~45か月契約]

車 程 険 期 間 52か月 契 約 契 約 契 約 契 約 契 約 契 約 契 約 契 約 契 約 契	45か月 契 約
けん引旅客自動車 自 家 用	
個人タクシーを除く	
営業用乗用自動車	
自家用乗用自動車	
普 けん 営	
貨及普 協 通 用 最大積載量が2トン以下のもの	
り 自 最大積載量が2トンを超えるもの 自 家	
動 自動 車 用 最大積載量が2トン以下のもの	
小型貨物自動車及び 営 業 用	
けん引小型貨物自動車 自 家 用	
小型二輪自動車	
軽 自 動 車	
株金対象外車	
原 動 機 付 自 転 車 5,930	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	
緊 急 自 動 車	
商 (イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 6,310 6,290 6,270 6,250 6,230 6,210 6,190	6, 170
品 (中) 小型 二輪 自動車 6,200 6,180 6,170 6,150 6,130 6,110 6,090	6,070
動 (ハ) 軽自動車 検査対象車 6,200 6,180 6,170 6,150 6,130 6,110 6,090	6,070
車 検査対象外車 6,220 6,200 6,190 6,170 6,150 6,130 6,110	6,090
特(イ)霊きゅう自動車	
種 (1) 教 習 用 自 動 車	
用 (ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	
c b 小型二輪自動車	
動 の c 軽自動車 検査対象車	
車 他 検査対象外車 5,700	
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自 動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動 車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 被けん引軽自動車	
検査対象外被けん引軽自動車 5,660	

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その3 44か月~37か月契約]

_										(単位:円)
車	種	保険期間	44か月 契 約	43か月 契 約	42か月 契 約	41か月 契 約	40か月 契 約	39か月 契 約	38か月 契 約	37か月 契 約
乗合	自動車及び	営業用								
けん	引旅客自動車	自 家 用								
学来 [田垂田白動市	個人タクシーを除く								
日 未 /	営業用乗用自動車 個人タクシー									
自家	家 用 乗 用	自 動 車								8,950
普がん引	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの								
貨及普 伽 通		2トン以下のもの								
りがり	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの								
動車		2トン以下のもの								
	貨物自動車及び	営 業 用								
けん引	小型貨物自動車	自 家 用								
小	型二輪	自 動 車								7,080
軽	自 動 車	検査対象車								8, 270
光	日 勁 平	検査対象外車								
原	動機付	自 転 車								
大型特	持殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊	急 自	動 車								5,810
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	6, 150	6, 130	6, 100	6, 080	6,060	6, 040	6, 020	6,000
品自	(미) 小型二	輪自動車	6,050	6, 040	6,020	6,000	5, 980	5, 960	5, 940	5, 920
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,050	6, 040	6,020	6,000	5, 980	5, 960	5, 940	5, 920
車	(7) 牲日 助 早	検査対象外車	6,070	6,060	6,040	6, 020	6,000	5, 980	5, 960	5, 940
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種	(p) 教 習 用	自 動 車								
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)								
自	そ b 小 型 二	輪自動車								5, 690
動	の c 軽自動車	検査対象車								
車	他	検査対象外車								
動車、袖 大型特殊 車、被	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自! 殊自動車、被けん引 けん引特種用途自動: 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査	対象外被けん	引軽自動車		_						

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域 (沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その4 36か月~29か月契約]

										(単位:円)
車	Í	保険期間	36か月 契 約	35か月 契 約	34か月 契 約	33か月 契 約	32か月 契 約	31か月 契 約	30か月 契 約	29か月 契 約
乗合自動	か車及び	営 業 用								
けん引旅	客自動車	自 家 用								
営業用乗	田白動市	個人タクシーを除く								
日 未 川 木	用日數早	個人タクシー								
自家月	用 乗 用	自 動 車	8,850	8, 750	8,650	8, 550	8, 450	8, 350	8, 250	8, 150
普はは営業	最大積載量が2	トンを超えるもの								
貨及普 用	最大積載量が	2トン以下のもの								
貨物自家	最大積載量が2	トンを超えるもの								
動事用	最大積載量が	2トン以下のもの								
小型貨物自		営 業 用								
けん引小型	貨物自動車	自 家 用								
小 型	二輪	自 動 車	7,030	6, 980	6, 930	6, 890	6,840	6, 790	6, 740	6, 690
軽自	動車	検査対象車	8, 190	8, 110	8,030	7, 950	7,870	7, 790	7, 700	7,620
125. []	数 4	検査対象外車	6, 250							
原 動	機付	自 転 車	5, 760							
大型特殊自	動車及び小	型特殊自動車								
緊 急	自	動車	5, 790	5, 780	5, 760	5, 750	5, 730	5, 710	5, 700	5, 680
	三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5, 980	5, 960	5, 940	5, 920	5, 900	5, 880	5, 850	5, 830
自 (1)	小 型 二	輪自動車	5, 900	5, 890	5,870	5, 850	5,830	5, 810	5, 790	5, 770
€ 4	軽自動車	検査対象車	5, 900	5, 890	5, 870	5, 850	5, 830	5, 810	5, 790	5, 770
車	在口劲车	検査対象外車	5, 920	5, 910	5, 890	5, 870	5, 850	5, 830	5, 810	5, 790
特(化)	霊きゅ	う 自 動 車								
種 (p)	教 習 用	自 動 車								
用 途 (ハ)	a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)								
自って	b小型二	輪自動車	5, 680	5, 670	5,650	5, 640	5,630	5, 610	5, 600	5, 590
動の	c 軽自動車	検査対象車								
車他	~ LD3/17	検査対象外車	5, 590							
動車、被けん 大型特殊自動	引小型貨物自 車、被けん引 特種用途自動	ん引普通貨物自 動車、被けん引 小型特殊自動 車及び検査対象								
検査対象	外被けん	引軽自動車	5, 560							

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域 (沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その5 28か月~21か月契約]

_										(単位:円)
車	種	保険期間	28か月 契 約	27か月 契 約	26か月 契 約	25か月 契 約	24か月 契 約	23か月 契 約	22か月 契 約	21か月 契 約
乗合	自動車及び	営業用								
けん	引旅客自動車	自 家 用								
☆ 來	田垂田白動吉	個人タクシーを除く								
日 未	用乗用自動車	個人タクシー								
自复	家 用 乗 用	自 動 車	8,060	7, 960	7,860	7, 760	7,660	7, 560	7, 460	7, 360
普けん引	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの				18, 810	18, 290	17, 750	17, 210	16, 670
貨及普 伽 通		2トン以下のもの				15, 870	15, 450	15, 030	14, 610	14, 190
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの				18, 810	18, 290	17, 750	17, 210	16,670
動車車		2トン以下のもの				15, 870	15, 450	15, 030	14, 610	14, 190
	貨物自動車及び	営 業 用				9, 760	9, 580	9, 400	9, 220	9,040
けん引	小型貨物自動車	自 家 用				9, 710	9, 530	9, 350	9, 180	9,000
小	型二輪	自 動 車	6, 640	6, 590	6, 540	6, 490	6, 440	6, 390	6, 340	6, 290
軽	自 動 車	検査対象車	7, 540	7, 460	7, 380	7, 300	7, 220	7, 140	7, 050	6, 970
平生	日 勤 平	検査対象外車					5, 920			
原	動機付	自 転 車					5, 590			
大型物	時殊自動車及び小	型特殊自動車				5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
緊	急 自	動 車	5, 670	5, 650	5, 630	5, 620	5,600	5, 590	5, 570	5, 560
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5,810	5, 790	5, 770	5, 750	5, 730	5, 710	5, 690	5,660
品自	(미) 小型二	輪自動車	5, 750	5, 740	5, 720	5, 700	5, 680	5, 660	5, 640	5,620
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 750	5, 740	5, 720	5, 700	5, 680	5, 660	5, 640	5,620
車	(7) 柱日 勤 丰	検査対象外車	5, 770	5, 760	5, 740	5, 720	5, 700	5, 680	5, 660	5, 640
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車				5, 460	5, 450	5, 440	5, 430	5, 420
種	(□) 教 習 用	自 動 車				5, 460	5, 450	5, 440	5, 430	5, 420
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)				6, 730	6,670	6, 610	6, 550	6, 490
座自	そ b 小 型 二	輪自動車	5, 580	5, 560	5, 550	5, 540	5, 530	5, 510	5, 500	5, 490
動	の c 軽自動車	検査対象車				5, 540	5, 530	5, 510	5, 500	5, 490
車	他世里	検査対象外車					5, 470			
動車、 大型特 車、被	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自 狭自動車、被けん引 けん引特種用途自動 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動				5, 440	5, 430	5, 420	5, 420	5, 410
検査	対象外被けん	引軽自動車					5, 450			

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その6 20か月~13か月契約]

_			1	•			•			(単位:円)
車	種	保険期間	20か月 契 約	19か月 契 約	18か月 契 約	17か月 契 約	16か月 契 約	15か月 契 約	14か月 契 約	13か月 契 約
乗合	自動車及び	営業用								12, 900
	引旅客自動車	自 家 用								12,050
까스 채소	田委田白私書	個人タクシーを除く								16, 730
呂 亲)	用乗用自動車	個人タクシー								16, 730
自复	家 用 乗 用	自 動 車	7, 260	7, 160	7, 060	6, 950	6, 850	6, 750	6, 650	6, 550
普けんご	営 最大積載量が2	2トンを超えるもの	16, 130	15, 590	15, 050	14, 510	13, 970	13, 430	12, 890	12, 350
世 貨 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		2トン以下のもの	13, 760	13, 340	12, 920	12, 500	12,070	11,650	11, 230	10,810
物貨自び物自	自 最大積載量が2 家	2トンを超えるもの	16, 130	15, 590	15, 050	14, 510	13, 970	13, 430	12, 890	12, 350
動車車		2トン以下のもの	13, 760	13, 340	12, 920	12, 500	12,070	11,650	11, 230	10, 810
小型貨	貨物自動車及び	営 業 用	8,860	8, 680	8, 500	8, 320	8, 140	7, 960	7, 780	7,600
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	8,820	8, 640	8, 460	8, 280	8, 110	7, 930	7, 750	7, 570
小	型二輪	自 動 車	6, 240	6, 190	6, 140	6, 090	6,030	5, 980	5, 930	5, 880
軽	自 動 車	検査対象車	6, 890	6,800	6,720	6, 640	6, 560	6, 470	6, 390	6, 310
毕王	日 期 毕	検査対象外車								
原	動機付	自 転 車								
大型特	寺殊自動車及び小	>型特殊自動車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 410
緊	急自	動 車	5, 540	5, 520	5, 510	5, 490	5, 470	5, 460	5, 440	5, 430
商	(イ) 三輪以上の自動]車(軽自動車を除く)	5,640	5, 620	5,600	5, 580	5, 560	5, 540	5, 520	5, 490
品自	(四) 小型二	輪自動車	5,600	5, 580	5, 560	5, 540	5, 530	5, 510	5, 490	5, 470
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,600	5, 580	5, 560	5, 540	5, 530	5, 510	5, 490	5, 470
車	(7) 柱日 勤 平	検査対象外車	5,620	5, 600	5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 510	5, 490
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	5, 410	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340
種	(中) 教 習 用	自動車	5, 410	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340
用途	(ハ) a 三輪以上の自	動車(軽自動車を除く)	6, 430	6, 370	6, 310	6, 250	6, 190	6, 130	6, 070	6, 010
自	そ b 小 型 二	輪自動車	5, 480	5, 460	5, 450	5, 440	5, 420	5, 410	5, 400	5, 390
動	の c 軽自動車	検査対象車	5, 480	5, 460	5, 450	5, 440	5, 420	5, 410	5, 400	5, 390
車	他世界	検査対象外車								
動車、 大型特別 車、被以	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自 殊自動車、被けん引 けん引特種用途自動 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340	5, 330
検査	対象外被けん	引軽自動車								

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その7 12か月~5か月契約]

-													(単位:円)
車	種	_	保	険 期	間	12か月 契 約	11か月 契 約	10か月 契 約	9か月 契 約	8か月 契 約	7か月 契 約	6か月 契 約	5か月 契 約
乗合	自動車及	び	営	業	用	12, 320	11, 720	11, 130	10, 540	9, 950	9, 360	8, 770	8, 170
けん	引旅客自重	車	自	家	用	11,530	11, 010	10, 480	9, 960	9, 430	8,900	8, 380	7,850
~ 类	用乗用自動	h af	個人タ	クシー	を除く	15, 860	14, 980	14, 090	13, 200	12, 310	11, 430	10, 540	9,650
百禾)	加水加 日第	7 平	個人	タク	シー	15, 860	14, 980	14, 090	13, 200	12, 310	11, 430	10, 540	9,650
自刻	家 用 乗	用	自	動	車	6, 450	6, 350	6, 240	6, 140	6, 040	5, 940	5, 830	5, 730
普けん引	営 最大積載	量が 2	2トンを	超える	もの	11,810	11, 260	10,710	10, 170	9, 610	9,070	8, 520	7, 970
貨及普 m 通	用最大積載	战量が	2トン	以下の	もの	10, 380	9, 950	9, 520	9, 090	8,660	8, 230	7, 800	7, 370
自び物自	自 最大積載家	量が 2	2トンを	超える	もの	11,810	11, 260	10,710	10, 170	9,610	9,070	8, 520	7,970
動車	用最大積載	战量が	2トン	以下の	もの	10, 380	9, 950	9, 520	9, 090	8,660	8, 230	7, 800	7, 370
	貨物自動車		営	業	用	7, 420	7, 240	7, 050	6, 870	6, 680	6, 500	6, 320	6, 130
けん引	小型貨物自算	動車	自	家	用	7, 390	7, 210	7, 030	6, 850	6,670	6, 490	6, 310	6, 120
小	型二	输	自	動	車	5, 830	5, 780	5, 730	5, 680	5, 630	5, 580	5, 530	5, 470
軽	自 動	車	検査	重対 1	象車	6, 230	6, 140	6,060	5, 970	5, 890	5, 810	5, 720	5, 640
11.	<u> </u>	4-	検査	対象	外車	5, 580							
原	動機	计	自	転	車	5, 410							
大型特	原 動 機 付 自 転 I 大型特殊自動車及び小型特殊自動I					5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
緊	急	Í	動	J	車	5, 410	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 310	5, 300
商	(イ) 三輪以上	の自動]車(軽自	動車を関	余く)	5, 470	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 320
品自	(미) 小型	$\ddot{=}$	輪自	動	車	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 330	5, 310
動	(ハ) 軽 自 重	山車	検査		象車	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 330	5, 310
車	(7 #2 1 %) 	検査	対象	外車	5, 470	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 330
特	(イ) 霊 き	ゆ	う É	動	車	5, 330	5, 320	5, 320	5, 310	5, 290	5, 280	5, 280	5, 270
種	(中) 教習	用	自	動	車	5, 330	5, 320	5, 320	5, 310	5, 290	5, 280	5, 280	5, 270
用途	(ハ) a 三輪以	上の自!	動車(軽自	自動車を	除く)	5, 950	5, 890	5,830	5, 770	5, 700	5, 640	5, 580	5, 520
自	そり小母	<u> </u>	輪	自 動	」車	5, 370	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 310	5, 300	5, 280
動					象 車	5, 370	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 310	5, 300	5, 280
車	車 他 保留 検査対象外項				外車	5, 350							
動車、 大型特別 車、被以	被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動 車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 被けん引軽自動車				ン引 カ	5, 320	5, 320	5, 310	5, 300	5, 290	5, 280	5, 270	5, 260
検査	対象外被	ナん	引軽	自重	助 車	5, 340							
									_	_		_	

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域 (沖縄県を除く。) に適用する基準料率 [その8 4か月~5日契約]

_						1	ı	(単位:円)
車		種	保険期間	4か月 契 約	3か月 契 約	2か月 契 約	1か月 契 約	5日 契 約
乗合	自!	動車及び	営 業 用	7, 580	6, 990	6, 400	5, 810	
けん	引旅	客自動車	自 家 用	7, 320	6, 800	6, 270	5, 740	
沿 柴	田垂	出口動古	個人タクシーを除く	8,770	7, 880	6, 990	6, 100	
日 未	用 苯	用自動車	個人タクシー	8,770	7, 880	6, 990	6, 100	
自复	家	用 乗 用	自 動 車	5,630	5, 530	5, 420	5, 320	
普はんれ	営業	最大積載量が2	トンを超えるもの	7, 420	6, 870	6, 320	5, 770	
一 貨 り 普 通 物	用用	最大積載量が	2トン以下のもの	6, 940	6, 510	6, 080	5, 650	
自び物白	自家	最大積載量が2	トンを超えるもの	7, 420	6, 870	6, 320	5, 770	
動車車	用用	最大積載量が	2トン以下のもの	6, 940	6, 510	6,080	5, 650	
		自動車及び	営 業 用	5, 950	5, 770	5, 580	5, 400	
けん引	小型	2貨物自動車	自 家 用	5, 940	5, 760	5, 580	5, 400	
小	型	二輪	自 動 車	5, 420	5, 370	5, 320	5, 270	
事么	台	動車	検査対象車	5, 550	5, 470	5, 380	5, 300	
軽	自	期 平	検査対象外車					
原	動	機付	自 転 車					
大型朱	持殊 [自動車及び小	型特殊自動車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	
緊	急	. 自	動車	5, 280	5, 260	5, 250	5, 230	
商	(1)	三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5, 300	5, 280	5, 260	5, 240	5, 220
品自	(1)	小 型 二	輪自動車	5, 290	5, 270	5, 260	5, 230	5, 220
動	(5)	权力制击	検査対象車	5, 290	5, 270	5, 260	5, 230	5, 220
車	(/)	軽自動車	検査対象外車	5, 310	5, 290	5, 280	5, 250	5, 240
特	(1)	霊きゅ	う 自 動 車	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
種	(1)	教 習 用	自 動 車	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
用	(v)	a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)	5, 460	5, 400	5, 340	5, 280	
途 自	そ	b小型二	輪自動車	5, 270	5, 260	5, 240	5, 230	
動	の	。赵白卦士	検査対象車	5, 270	5, 260	5, 240	5, 230	
車	他	c 軽自動車	検査対象外車					
動車、大型特	被ける殊自動	客自動車、被け の引小型貨物自! 動車、被けん引 引特種用途自動 自動車	動車、被けん引 小型特殊自動	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
検査	対象	良外被けん	引軽自動車					

⁽注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その1 60か月~53か月契約]

				1	1	1	1	•	(単位:円)
車種	保険期間	60か月 契 約	59か月 契 約	58か月 契 約	57か月 契 約	56か月 契 約	55か月 契 約	54か月 契 約	53か月 契 約
乗合自動車及び	ダ 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く								
百米川木川日勤	個人タクシー								
	用 自 動 車								
普けん 通引業	が2トンを超えるもの								
	が2トン以下のもの								
自び物 口 最大積載量	が2トンを超えるもの								
	が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及(
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小型二輪	自 動 車								
 軽 自 動	検査対象車								
	検査対象外車	6, 150							
原 動 機 付	自 転 車	6, 100							
大型特殊自動車及び	が型特殊自動車								
緊 急 自	動車								
	動車(軽自動車を除く)	10, 780	10, 690	10,600	10, 510	10, 430	10, 340	10, 250	10, 160
品 (p) 小 型 二	輪 自 動 車	6,070	6, 050	6, 040	6, 030	6, 010	6,000	5, 980	5, 970
動(小軽自動車	検査対象車	6, 350	6, 330	6, 310	6, 290	6, 280	6, 260	6, 240	6, 220
車	検査対象外車	6, 150	6, 130	6, 120	6, 100	6, 090	6,070	6,060	6,040
	う自動車								
種 (p) 教 習 用 T Table 1	用 自 動 車								
途 (ハ) a =輪以上の	自動車(軽自動車を除く)								
自そり小型	二輪自動車								
動 の c 軽自動፤	検査対象車								
車 他	検査対象外車	14, 480							
被けん引旅客自動車、被 動車、被けん引小型貨物 大型特殊自動車、被けん 車、被けん引特種用途自 被けん引軽自動車	自動車、被けん引 引小型特殊自動								
検査対象外被け	ん引軽自動車	5, 770							

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その2 52か月~45か月契約]

										(単位:円)
車	種	保険期間	52か月 契 約	51か月 契 約	50か月 契 約	49か月 契 約	48か月 契 約	47か月 契 約	46か月 契 約	45か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								
けん引	旅客自動車	自 家 用								
労 柴 田	用乗用自動車	個人タクシーを除く								
百禾刀	17 木 川 日 勤 毕	個人タクシー								
自 家	死 用 乗 用	自 動 車								
普けん引	営 最大積載量が2	トンを超えるもの								
貨及普 m 通		2トン以下のもの								
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの								
動 車		2トン以下のもの								
	物自動車及び	営業用								
けん引	小型貨物自動車	自 家 用								
小型	型二輪	自 動 車								
軽	自 動 車	検査対象車								
1-1-	р <i>у</i> у т	検査対象外車					5, 970			
原重	動 機 付	自 転 車					5, 930			
大型特	殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊	急 自	動車								
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	10,070	9, 980	9, 890	9,800	9, 710	9,620	9, 530	9, 440
品自	(中) 小型二	輪自動車	5, 960	5, 940	5, 930	5, 910	5, 900	5, 890	5, 870	5,860
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6, 200	6, 180	6, 170	6, 150	6, 130	6, 110	6, 090	6,070
車	() 柱口 奶 牛	検査対象外車	6,030	6, 010	6,000	5, 990	5, 970	5, 960	5, 940	5, 920
l	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種	(中) 教 習 用	自 動 車								
用途	(/)	動車(軽自動車を除く)								
自	そ b 小 型 二	輪自動車								
動	の c 軽自動車	検査対象車								
車	他	検査対象外車					12, 700			
動車、被 大型特殊 車、被け	旅客自動車、被けル 技けん引小型貨物自!! 株自動車、被けん引 けん引特種用途自動: 軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査対	対象外被けん	引軽自動車					5, 660			

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その3 44か月~37か月契約]

					•		•			(単位:円)
車	種	保険期間	44か月 契 約	43か月 契 約	42か月 契 約	41か月 契 約	40か月 契 約	39か月 契 約	38か月 契 約	37か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								
けん	引旅客自動車	自 家 用								
沿 柴	用乗用自動車	個人タクシーを除く								
百禾	加水川日期毕	個人タクシー								
自刻	家 用 乗 用	自 動 車								12, 450
普がん引	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの								
貨及普 伽 通		2トン以下のもの								
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの								
動車車		2トン以下のもの								
	貨物自動車及び	営 業 用								
けん引	小型貨物自動車	自 家 用								
小	型二輪	自 動 車								5, 740
軽	自 動 車	検査対象車								12, 450
**	日 <u></u>	検査対象外車								
原	動機付	自 転 車								
大型物	寺殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊	急 自	動車								8, 490
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	9, 340	9, 250	9, 160	9, 070	8, 980	8, 890	8,800	8,710
品自	(中) 小型二	輪自動車	5,840	5, 830	5,820	5,800	5, 790	5, 770	5, 760	5, 740
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,050	6, 040	6,020	6,000	5, 980	5, 960	5, 940	5, 920
車	() 柱口 朔 中	検査対象外車	5,910	5, 900	5,880	5, 860	5, 850	5, 830	5, 820	5,800
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(p) 教 習 用	自 動 車								
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)								
自	そ b 小 型 二	輪自動車								11,020
動	の c 軽自動車	検査対象車								
車	他	検査対象外車								
動車、 大型特別 車、被	引旅客自動車、被けが 被けん引小型貨物自! 殊自動車、被けん引が けん引特種用途自動! 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査	対象外被けん	引軽自動車							·	

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県 (離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その4 36か月~29か月契約]

					1				1		(単位:円)
車種		保険基	期間	36か月 契 約	35か月 契 約	34か月 契 約	33か月 契 約	32か月 契 約	31か月 契 約	30か月 契 約	29か月 契 約
乗合自動車及	び	営業	用								
けん引旅客自動	」車	自 家	用								
営業用乗用自動	, 由	個人タクシー	-を除く								
日 来 用 来 用 日 男		個人タク	シー								
自 家 用 乗	用	自 動	車	12, 260	12,070	11,880	11,680	11, 490	11, 300	11, 110	10, 920
通 ル 、	量が 2	トンを超える	3もの								
貨及普 用 最大積載	は量が 2	2トン以下	のもの								
自び物自衆	量が 2	トンを超える	3もの								
	量が 2	2トン以下	のもの								
小型貨物自動車及		営業	用								
けん引小型貨物自動	助車	自 家	用								
小 型 二 [输	自 動	車	5, 730	5, 720	5, 700	5, 690	5, 670	5,660	5, 650	5, 630
軽 自 動	車	検査対	象車	12, 260	12, 070	11,880	11,680	11, 490	11, 300	11, 110	10, 920
在口刻	-	検査対象	外車	5, 790							
原 動 機	寸	自 転	車	5, 760							
大型特殊自動車及	び小	型特殊自	動車								
緊急	Í	動	車	8, 400	8, 310	8, 230	8, 140	8,050	7, 970	7, 880	7, 790
商 (イ) 三輪以上の	り自動車	車(軽自動車を	除く)	8,620	8, 520	8, 430	8, 340	8, 240	8, 150	8,060	7, 970
品 自 (p) 小 型	_ =	輪自動	車	5, 730	5, 720	5, 700	5, 690	5, 670	5,660	5, 650	5, 630
動 (n) 軽自動	ョ	検査対	象車	5, 900	5, 890	5, 870	5, 850	5, 830	5, 810	5, 790	5, 770
車	, 4-	検査対象	外車	5, 790	5, 770	5, 760	5, 740	5, 730	5,710	5, 700	5, 680
特 (イ) 霊 き	ゆ	う 自 勇	カ 車								
種 (p) 教 習	用	自 動	車								
用 途 (ハ) a 三輪以	この自動	 車(軽自動車を	≥除く)								
自そり小型	! =	輪自重	助 車	10,870	10, 710	10, 560	10, 410	10, 250	10, 100	9, 940	9, 790
動の c 軽自動	助車	検査対	象車								
車他	I	検査対象	外車	10, 890							
被けん引旅客自動車、 動車、被けん引小型負 大型特殊自動車、被け 車、被けん引特種用が 被けん引軽自動車	物自動	助車、被け. 小型特殊自	ん引 動								
検査対象外被	ナん	引軽自	動車	5, 560							

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県 (離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その5 28か月~21か月契約]

						1			1	-	1	1	(単位:円)
車	 種		保	険 期	間	28か月 契 約	27か月 契 約	26か月 契 約	25か月 契 約	24か月 契 約	23か月 契 約	22か月 契 約	21か月 契 約
乗合	自動車	及び	営	業	用								
けん	引旅客自	動車	自	家	用								
兴 来	自 京 自 京 自 京 日 日 日 日 日 日 日 日 日				上除く								
日 未 /	用米用目	期 毕	個人	.タク	シー								
自	家 用 乗	用	自	動	車	10, 730	10, 530	10, 340	10, 150	9, 960	9, 760	9, 570	9, 370
普がんれ	1000	載量が 2	トンを	超える	もの				15, 430	15, 030	14, 630	14, 220	13, 820
貨及普 加 通		載量が	2トン	以下の	もの				15, 430	15, 030	14, 630	14, 220	13, 820
自び物自	1000	載量が 2	トンを	超える	もの				15, 430	15, 030	14, 630	14, 220	13, 820
動車	□ 1 c+	載量が	2トン	以下の	もの				15, 430	15, 030	14, 630	14, 220	13, 820
			営	業	用				11, 410	11, 170	10, 920	10, 670	10, 430
けん引	小型貨物自	動車	自	家	用				11, 350	11, 120	10,870	10, 630	10, 380
小	型二	輪	自	動	車	5,620	5, 600	5, 590	5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
軽	白 動	亩	検査	至対多	東車	10, 730	10, 530	10, 340	10, 150	9, 960	9, 760	9, 570	9, 370
711	L 397		検査	対象	外車					5, 610			
原	L				車					5, 590			
大型幣	型特殊自動車及び小型特殊自動車				動車				6, 400	6, 360	6, 310	6, 260	6, 220
緊	急	自	動	J	車	7, 700	7,620	7, 530	7, 440	7, 360	7, 270	7, 180	7,090
商	(亻) 三輪以上	この自動	車(軽自	動車を防	≷ <)	7,870	7, 780	7,690	7,600	7, 500	7, 410	7, 310	7, 220
品自	(미) 小 型	! =	輪自	動	車	5,620	5, 600	5, 590	5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
動	(ハ) 軽自!	動宙	検査	至対多	東車	5, 750	5, 740	5, 720	5, 700	5, 680	5,660	5, 640	5, 620
車	() # 1 :	功 十	検査	対象	外車	5, 670	5, 650	5, 640	5, 620	5, 610	5, 590	5, 580	5, 560
特	(イ) 霊 き	ゆ	う 自	動	車				7,010	6, 940	6,870	6,800	6, 730
種	(口) 教 習	引 用	自	動	車				7,010	6, 940	6,870	6,800	6, 730
用途	(ハ) a 三輪以	人上の自動	動車(軽自	動車を関	余く)				9, 810	9, 630	9, 450	9, 270	9, 090
自	そ b 小	型二	輪	自 動	車	9, 640	9, 480	9, 330	9, 170	9, 020	8,860	8, 710	8, 550
動	動の収録自動車検査対象車			東車				9, 170	9, 020	8,860	8, 710	8, 550	
車	車 他			外車					9, 040				
動車、 大型特 車、被	皮けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自 助車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動 車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 皮けん引軽自動車				/引 J				5, 440	5, 430	5, 420	5, 420	5, 410
検査	対象外被	けん	引軽	自重	力車					5, 450			

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その6 20か月~13か月契約]

_				,	1	1			1	(単位:円)
車	種	保険期間	20か月 契 約	19か月 契 約	18か月 契 約	17か月 契 約	16か月 契 約	15か月 契 約	14か月 契 約	13か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								24, 970
	引旅客自動車	自 家 用								12, 050
까 ८ 채소	田委田占私古	個人タクシーを除く								48, 020
呂兼	用乗用自動車	個人タクシー								35, 230
自复	家 用 乗 用	自 動 車	9, 170	8, 980	8, 780	8, 590	8, 390	8, 200	8,000	7,800
普けん	営 最大積載量が 2 業	トンを超えるもの	13, 410	13, 010	12,600	12, 200	11, 790	11, 390	10, 980	10, 580
当 背 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		2トン以下のもの	13, 410	13, 010	12,600	12, 200	11, 790	11, 390	10, 980	10, 580
りがります。	自 最大積載量が 2 家	トンを超えるもの	13, 410	13, 010	12,600	12, 200	11, 790	11, 390	10, 980	10, 580
動車車		2トン以下のもの	13, 410	13, 010	12,600	12, 200	11, 790	11, 390	10, 980	10, 580
	貨物自動車及び	営 業 用	10, 180	9, 940	9, 690	9, 450	9, 200	8, 960	8, 710	8, 460
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	10, 140	9, 900	9,660	9, 410	9, 170	8, 920	8, 680	8, 440
小	型二輪	自 動 車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 400
軽	自 動 車	検査対象車	9, 170	8, 980	8, 780	8, 590	8, 390	8, 200	8,000	7,800
71.		検査対象外車								
原	動機付	自 転 車								
大型物	寺殊自動車及び小	型特殊自動車	6, 170	6, 120	6,070	6, 030	5, 980	5, 930	5, 890	5, 840
緊	急 自	動車	7,000	6, 920	6, 830	6, 740	6, 650	6, 560	6, 470	6, 390
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	7, 130	7, 030	6, 940	6,840	6, 750	6,650	6, 560	6, 460
品自	(미) 小型二	輪自動車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 400
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,600	5, 580	5, 560	5, 540	5, 530	5, 510	5, 490	5, 470
車	(7) 柱口 新丰	検査対象外車	5, 550	5, 530	5, 520	5, 500	5, 480	5, 470	5, 450	5, 440
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	6, 660	6, 590	6, 520	6, 440	6, 370	6, 300	6, 230	6, 160
種	(中) 教 習 用	自 動 車	6, 660	6, 590	6, 520	6, 440	6, 370	6, 300	6, 230	6, 160
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)	8, 900	8, 720	8, 540	8, 360	8, 180	7, 990	7, 810	7,630
自	そ b 小 型 二	輪自動車	8, 390	8, 230	8,080	7, 920	7, 760	7,610	7, 450	7, 290
動	の c 軽自動車	検査対象車	8, 390	8, 230	8,080	7, 920	7, 760	7,610	7, 450	7, 290
車	他	検査対象外車								
動車、 大型特 車、被	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自! 殊自動車、被けん引 けん引特種用途自動 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340	5, 330
検査	対象外被けん	引軽自動車								

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その7 12か月~5か月契約]

_												(単位:円)
車	和	<u> </u>	保険期	間	12か月 契 約	11か月 契 約	10か月 契 約	9か月 契 約	8か月 契 約	7か月 契 約	6か月 契 約	5か月 契 約
乗合	自重	助車及び	営業	用	23, 470	21, 950	20, 430	18, 910	17, 390	15, 870	14, 350	12, 820
けん	引旅	客自動車	自 家	用	11,530	11, 010	10, 480	9, 960	9, 430	8,900	8, 380	7,850
沿 柴	田垂	用自動車	個人タクシー	を除く	44, 790	41, 490	38, 190	34, 900	31, 600	28, 300	25, 000	21, 710
日 未	用米	用日期早	個人タク	シー	32, 960	30, 650	28, 340	26, 030	23, 710	21, 400	19, 090	16, 780
自	家月	用 乗 用	自 動	車	7,610	7, 410	7, 210	7,010	6, 810	6,610	6, 410	6, 210
普通がん引	営業・	最大積載量が2	トンを超える	もの	10, 170	9, 760	9, 340	8, 930	8, 520	8, 110	7, 690	7, 280
貨及普 地 通	用	最大積載量が	2トン以下の	もの	10, 170	9, 760	9, 340	8, 930	8, 520	8, 110	7, 690	7, 280
自び物自	自家	最大積載量が2	トンを超える	もの	10, 170	9, 760	9, 340	8, 930	8, 520	8, 110	7, 690	7, 280
動 車	用用	最大積載量が	2トン以下の	もの	10, 170	9, 760	9, 340	8, 930	8, 520	8, 110	7, 690	7, 280
		自動車及び	営業	用	8, 220	7, 970	7, 720	7, 470	7, 220	6, 970	6, 720	6, 470
けん引	小型	貨物自動車	自 家	用	8, 190	7, 950	7,700	7, 450	7, 200	6, 950	6, 710	6, 460
小	型	二輪	自 動	車	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
軽	自	動車	検査対象	象車	7,610	7, 410	7, 210	7,010	6,810	6,610	6, 410	6, 210
+=		到 平	検査対象	外車	5, 420							
原	動	機付	自 転	車	5, 410							
大型特	寺殊自	動車及び小	型特殊自	動車	5, 790	5, 740	5, 700	5, 650	5, 600	5, 550	5, 510	5, 460
緊	急	. 自	動	車	6, 300	6, 210	6, 120	6,030	5, 940	5,850	5, 760	5, 670
商	(1)	三輪以上の自動	車(軽自動車を)	Ř<)	6, 370	6, 270	6, 180	6, 080	5, 990	5, 890	5, 790	5, 700
品自	(1)	小 型 二	輪自動	車	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
動	(1)	軽自動車	検査対象	象車	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 330	5, 310
車	()	T. 1 39 4	検査対象	外車	5, 420	5, 410	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 310
特	(小)	霊きゅ	う 自 動	車	6, 090	6, 020	5, 940	5, 870	5, 800	5, 720	5, 650	5, 580
種	(1)	教 習 用	自 動	車	6, 090	6, 020	5, 940	5, 870	5, 800	5, 720	5, 650	5, 580
用途	(1)	a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を)	徐く)	7, 450	7, 260	7,070	6, 890	6, 700	6, 520	6, 330	6, 150
自	そ	b小型二	輪自動	車	7, 140	6, 980	6,820	6,660	6, 500	6, 340	6, 180	6,020
動	の	c 軽自動車	検査対象	東車	7, 140	6, 980	6,820	6, 660	6, 500	6, 340	6, 180	6,020
車	他	· 4.03/4	検査対象	外車	7, 160							
動車、 大型特	被けん 殊自動 けん引	:自動車、被けた引小型貨物自! 可小型貨物自! 車、被けん引 特種用途自動: 動車	動車、被けん 小型特殊自動	/引 h	5, 320	5, 320	5, 310	5, 300	5, 290	5, 280	5, 270	5, 260
検査	対象	外被けん	引軽自重	助 車	5, 340							
									_			

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県 (離島地域を除く。) に適用する基準料率 [その8 4か月~5日契約]

_							(単位:円)
車	種	保険期間	4か月 契 約	3か月 契 約	2か月 契 約	1か月 契 約	5日 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用	11, 300	9, 780	8, 260	6, 740	
けん	引旅客自動車	自 家 用	7, 320	6, 800	6, 270	5, 740	
~ 类	用乗用自動車	個人タクシーを除く	18, 410	15, 110	11,810	8, 510	
百禾.	加米加日數 基	個人タクシー	14, 460	12, 150	9,840	7, 530	
自	家 用 乗 用	自 動 車	6, 010	5, 820	5,620	5, 420	
普通り	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの	6,870	6, 460	6,040	5, 630	
貨及普		2トン以下のもの	6, 870	6, 460	6,040	5, 630	
りがり	自 _{最大積載量が2} 家	トンを超えるもの	6, 870	6, 460	6,040	5, 630	
動 車		2トン以下のもの	6, 870	6, 460	6,040	5, 630	
	貨物自動車及び	営 業 用	6, 220	5, 970	5, 720	5, 470	
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	6, 210	5, 960	5,710	5, 470	
小	型二輪	自 動 車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	
軽	自 動 車	検査対象車	6, 010	5, 820	5,620	5, 420	
軽	自 動 車	検査対象外車					
原	動機付	自 転 車					
大型特	寺殊自動車及び小	型特殊自動車	5, 410	5, 360	5, 310	5, 260	
緊	急 自	動車	5, 580	5, 490	5, 400	5, 310	
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5, 600	5, 510	5, 410	5, 310	5, 230
品自	(미) 小型二	輪自動車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	5, 220
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 290	5, 270	5, 260	5, 230	5, 220
車	(小鞋日勤中	検査対象外車	5, 300	5, 280	5, 270	5, 250	5, 240
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	5, 510	5, 430	5, 360	5, 290	
種	(中) 教 習 用	自 動 車	5, 510	5, 430	5, 360	5, 290	
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	助車(軽自動車を除く)	5, 960	5, 770	5, 590	5, 400	
上自	そ b 小 型 二	輪自動車	5, 860	5, 700	5, 540	5, 380	
動	の。	検査対象車	5, 860	5, 700	5, 540	5, 380	
車	他 c 軽自動車	検査対象外車					
動車、 大型特 車、被	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自! 殊自動車、被けん引 けん引特種用途自動! 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
検査	対象外被けん	引軽自動車					
		-					

⁽注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2. に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その1 60か月~53か月契約]

_							-			(単位:円)
車	種	保険期間	60か月 契 約	59か月 契 約	58か月 契 約	57か月 契 約	56か月 契 約	55か月 契 約	54か月 契 約	53か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								
けん	引旅客自動車	自 家 用								
~ 类	用乗用自動車	個人タクシーを除く								
百禾	加水加日期毕	個人タクシー								
自刻	家 用 乗 用	自 動 車								
普けん引	営 最大積載量が2 業	最大積載量が2トンを超えるもの								
貨及普 伽 通		2トン以下のもの								
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの								
動車車		2トン以下のもの								
	貨物自動車及び	営 業 用								
けん引	小型貨物自動車	自 家 用								
小	型二輪	自 動 車								
軽	自 動 車	検査対象車								
71	日 <u></u>	検査対象外車	6, 150							
原	動機付	自 転 車	6, 100							
大型物	持殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊	急 自	動車								
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	6, 480	6, 460	6, 430	6, 410	6, 390	6, 370	6, 350	6, 330
品自	(ロ) 小型二	輪自動車	6,070	6, 050	6,040	6,030	6, 010	6,000	5, 980	5, 970
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6, 250	6, 240	6, 220	6, 200	6, 190	6, 170	6, 150	6, 140
車	(7) 柱 日 勤 平	検査対象外車	6, 140	6, 130	6, 110	6, 100	6, 080	6,070	6, 050	6,040
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(p) 教 習 用	自 動 車								
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)								
自	そ b 小 型 二	輪自動車								
動	の c 軽自動車	検査対象車								
車	他	検査対象外車	5, 820							
動車、社 大型特殊車、被	引旅客自動車、被けが 被けん引小型貨物自門 殊自動車、被けん引が けん引特種用途自動 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査	対象外被けん	引軽自動車	5, 770							

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その2 52か月~45か月契約]

									(単位:円)
種	保険期間	52か月 契 約	51か月 契 約	50か月 契 約	49か月 契 約	48か月 契 約	47か月 契 約	46か月 契 約	45か月 契 約
自動車及び	営業用								
引旅客自動車	自 家 用								
個人タクシーを除く									
1 米 川 日 勤 早	個人タクシー								
ア 用 乗 用	自 動 車								
営 最大積載量が2	トンを超えるもの								
用 最大積載量が	2トン以下のもの								
	トンを超えるもの								
	2トン以下のもの								
貨物自動車及び	営業用								
小型貨物自動車	自 家 用								
型二輪	自 動 車								
白	検査対象車								
日 奶 平	検査対象外車					5, 970			
動機付	自 転 車					5, 930			
i殊自動車及び小	型特殊自動車								
急自	動車								
(イ) 三輪以上の自動!	車(軽自動車を除く)	6, 310	6, 290	6, 270	6, 250	6, 230	6, 210	6, 190	6, 170
(미) 小型二	輪自動車	5, 960	5, 940	5, 930	5, 910	5, 900	5, 890	5, 870	5, 860
(小 軽 白 動 亩	検査対象車	6, 120	6, 100	6,090	6,070	6, 050	6,030	6, 020	6,000
	検査対象外車	6,020	6, 010	5, 990	5, 980	5, 960	5, 950	5, 930	5, 920
(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
(中) 教 習 用	自 動 車								
(ハ) a 三輪以上の自動	助車(軽自動車を除く)								
そ b 小 型 二	輪自動車								
の c 軽自動車	検査対象車								
他	検査対象外車					5, 700			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 被けん引軽自動車									
 対象外被けん	引軽自動車					5, 660			
	自 日	種	種	種	種	種	種	種	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その3 44か月~37か月契約]

										(単位:円)
車	種	保険期間	44か月 契 約	43か月 契 約	42か月 契 約	41か月 契 約	40か月 契 約	39か月 契 約	38か月 契 約	37か月 契 約
乗合目	自動車及び	営 業 用								
けん引	旅客自動車	自 家 用								
党業日] 乗用自動車	個人タクシーを除く								
百禾爪	1 禾	個人タクシー								
自 家	用乗用	自 動 車								8,950
'x /v	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの								
貨及普 m 通		2トン以下のもの								
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの								
35/J ah		2トン以下のもの								
	物自動車及び	営 業 用								
けん引ん	小型貨物自動車	自 家 用								
小 型	型 二 輪	自 動 車								5, 740
軽	自 動 車	検査対象車								6, 570
	- <i>29</i> 7 1	検査対象外車								
原 動	协 機 付	自 転 車								
大型特	殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊	急 自	動車								5,810
	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	6, 150	6, 130	6, 100	6,080	6, 060	6,040	6, 020	6,000
品自	(미) 小型二	輪自動車	5, 840	5, 830	5,820	5,800	5, 790	5, 770	5, 760	5, 740
11	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 980	5, 970	5, 950	5, 930	5, 920	5, 900	5, 880	5,860
車		検査対象外車	5, 900	5, 890	5, 870	5, 860	5, 840	5,830	5, 810	5,800
I –	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種具用	(□) 教 習 用	自 動 車								
	(/)	助車(軽自動車を除く)								
	そり小型二	輪自動車								5, 690
到	の , c 軽自動車	検査対象車								
車	他	検査対象外車								
動車、被 大型特殊 車、被け	旅客自動車、被けん にけん引小型貨物自動車、被けん引 に自動車、被けん引 ん引特種用途自動す 軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査対	対象外被けん	引軽自動車								

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その4 36か月~29か月契約]

									(単位:円)
車種	保険期間	36か月 契 約	35か月 契 約	34か月 契 約	33か月 契 約	32か月 契 約	31か月 契 約	30か月 契 約	29か月 契 約
乗合自動車及び	営 業 用								
けん引旅客自動車	自 家 用								
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く								
西来 用 米 用 日 勤 早 「	個人タクシー								
自 家 用 乗 用	自 動 車	8,850	8, 750	8,650	8, 550	8, 450	8, 350	8, 250	8, 150
普 け 営 最大積載量が2	トンを超えるもの								
貨及普 加 最大積載量が:	2トン以下のもの								
自び物 自 最大積載量が2	トンを超えるもの								
mh ペル	2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び	営 業 用								
けん引小型貨物自動車	自 家 用								
小型二輪	自 動 車	5, 730	5, 720	5, 700	5, 690	5, 670	5, 660	5, 650	5, 630
軽 自 動 車	検査対象車	6, 530	6, 490	6, 460	6, 420	6, 390	6, 350	6, 310	6, 280
牡 日 助 中	検査対象外車	5, 790							
原 動 機 付	自 転 車	5, 760							
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車								
緊 急 自	動車	5, 790	5, 780	5, 760	5, 750	5, 730	5,710	5, 700	5, 680
商 (イ) 三輪以上の自動車	車(軽自動車を除く)	5, 980	5, 960	5, 940	5, 920	5, 900	5,880	5, 850	5,830
品 (中) 小型二重	輪 自 動 車	5, 730	5, 720	5, 700	5, 690	5, 670	5,660	5, 650	5, 630
動(小)軽自動車	検査対象車	5, 850	5, 830	5, 810	5, 790	5, 780	5, 760	5, 740	5, 730
車	検査対象外車	5, 780	5, 770	5, 750	5, 740	5, 720	5, 710	5, 690	5, 680
特 (イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車								
種 (p) 教 習 用	自 動 車								
用 (ハ) a 三輪以上の自動	加車(軽自動車を除く)								
	輪自動車	5,680	5, 670	5, 650	5, 640	5, 630	5,610	5, 600	5, 590
動 の c 軽自動車・	検査対象車								
車他	検査対象外車	5, 590							
被けん引旅客自動車、被けた動車、被けた引水客自動車、被けた引小型貨物自動 大型特殊自動車、被けん引た車、被けん引き車、被けん引軽自動車 被けん引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動								
検査対象外被けん	引軽自動車	5, 560							

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 28か月~21か月契約〕

			1	1	1		1	1		(単位:円)
車	種	保険期間	28か月 契 約	27か月 契 約	26か月 契 約	25か月 契 約	24か月 契 約	23か月 契 約	22か月 契 約	21か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								
けん	引旅客自動車	自 家 用								
沿 柴	営業用乗用自動車									
日 未	用 禾 用 日 助 早	個人タクシー								
自复	家 用 乗 用	自 動 車	8,060	7, 960	7,860	7, 760	7,660	7, 560	7, 460	7, 360
普がん引	営 最大積載量が2 業	7K7 7K KILL - 1 . C/C/C G G .				14, 760	14, 390	14, 010	13, 630	13, 250
貨及普 伽 通		2トン以下のもの				14, 250	13, 900	13, 540	13, 180	12,820
自び物自	自 最大積載量が2 家	トンを超えるもの				14, 760	14, 390	14, 010	13, 630	13, 250
動車車		2トン以下のもの				14, 250	13, 900	13, 540	13, 180	12, 820
	貨物自動車及び	営 業 用				9, 720	9, 550	9, 370	9, 190	9, 010
けん引	小型貨物自動車	自 家 用				9, 670	9, 500	9, 320	9, 140	8, 970
小	型二輪	自 動 車	5, 620	5, 600	5, 590	5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
軽	自 動 車	検査対象車	6, 240	6, 210	6, 170	6, 140	6, 100	6,060	6, 030	5, 990
平生.	日 勤 平	検査対象外車					5, 610			
原	動機付	自 転 車					5, 590			
大型物	寺殊自動車及び小	型特殊自動車				5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
緊	急自	動車	5,670	5, 650	5, 630	5,620	5, 600	5, 590	5, 570	5, 560
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5,810	5, 790	5, 770	5, 750	5, 730	5, 710	5, 690	5,660
品自	(미) 小型二	輪自動車	5,620	5, 600	5, 590	5, 580	5, 560	5, 550	5, 530	5, 520
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,710	5, 690	5,670	5, 660	5, 640	5,620	5, 600	5, 590
車	(7) 柱 日 勤 丰	検査対象外車	5,660	5, 650	5, 630	5,620	5, 600	5, 590	5, 570	5, 560
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車				5, 460	5, 450	5, 440	5, 430	5, 420
種	(中) 教 習 用	自 動 車				5, 460	5, 450	5, 440	5, 430	5, 420
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)				5, 930	5, 900	5, 870	5, 840	5, 810
直	そ b 小 型 二	輪自動車	5, 580	5, 560	5, 550	5, 540	5, 530	5, 510	5, 500	5, 490
動	の c 軽自動車	検査対象車				5, 540	5, 530	5, 510	5, 500	5, 490
車	他世里	検査対象外車					5, 470			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引水客自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5, 440	5, 430	5, 420	5, 420	5, 410
検査	対象外被けん	引軽自動車					5, 450			

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その6 20か月~13か月契約]

_				,	1	1			1	(単位:円)
車	種	保険期間	20か月 契 約	19か月 契 約	18か月 契 約	17か月 契 約	16か月 契 約	15か月 契 約	14か月 契 約	13か月 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用								12, 900
	引旅客自動車	自 家 用								12, 050
까 ८ 채소	田委田占私書	個人タクシーを除く								16,600
呂兼	用乗用自動車	個人タクシー								16,600
自复	家 用 乗 用	自 動 車	7, 260	7, 160	7,060	6, 950	6, 850	6, 750	6, 650	6, 550
普けん	営 最大積載量が 2 業	トンを超えるもの	12, 880	12, 500	12, 120	11, 740	11, 360	10, 980	10,600	10, 230
当 背 り り り り り り り り り り り り り り り り り り		2トン以下のもの	12, 460	12, 110	11,750	11, 390	11, 030	10,670	10, 310	9, 960
りがります。	自 最大積載量が 2 家	トンを超えるもの	12, 880	12, 500	12, 120	11, 740	11, 360	10, 980	10,600	10, 230
動車車		2トン以下のもの	12, 460	12, 110	11,750	11, 390	11, 030	10,670	10, 310	9, 960
	貨物自動車及び	営 業 用	8, 830	8, 650	8, 470	8, 300	8, 120	7, 940	7, 760	7, 580
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	8, 790	8,610	8, 440	8, 260	8, 080	7, 910	7, 730	7, 550
小	型二輪	自 動 車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 400
軽	自 動 車	検査対象車	5, 950	5, 920	5,880	5, 840	5, 810	5, 770	5, 730	5, 700
71.		検査対象外車								
原	動機付	自 転 車								
大型幣	寺殊自動車及び小	型特殊自動車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 410
緊	急自	動車	5, 540	5, 520	5, 510	5, 490	5, 470	5, 460	5, 440	5, 430
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5, 640	5, 620	5,600	5, 580	5, 560	5, 540	5, 520	5, 490
品自	(ロ) 小型二	輪自動車	5, 510	5, 490	5, 480	5, 460	5, 450	5, 430	5, 420	5, 400
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 570	5, 550	5, 530	5, 520	5, 500	5, 480	5, 460	5, 450
車	() 12 13 4	検査対象外車	5, 540	5, 530	5, 510	5, 500	5, 480	5, 470	5, 450	5, 440
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	5, 410	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340
種田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(中) 教 習 用	自 動 車	5, 410	5, 400	5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340
用途	(ハ) a 三輪以上の自動	動車(軽自動車を除く)	5, 790	5, 760	5, 730	5, 700	5, 670	5, 640	5, 620	5, 590
自	そ b 小 型 二	輪自動車	5, 480	5, 460	5, 450	5, 440	5, 420	5, 410	5, 400	5, 390
動	の c 軽自動車	検査対象車	5, 480	5, 460	5, 450	5, 440	5, 420	5, 410	5, 400	5, 390
車	他	検査対象外車								
動車、 大型特 車、被	被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動 車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 被けん引軽自動車			5, 390	5, 380	5, 370	5, 360	5, 350	5, 340	5, 330
検査	対象外被けん	引軽自動車								

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その7 12か月~5か月契約]

_						1	1	1	1		(単位:円)
車種		保険期	間	12か月 契 約	11か月 契 約	10か月 契 約	9か月 契 約	8か月 契 約	7か月 契 約	6か月 契 約	5か月 契 約
乗合自動」	車及び	営業	用	12, 320	11, 720	11, 130	10, 540	9, 950	9, 360	8, 770	8, 170
けん引旅客	けん引旅客自動車自		用	11,530	11, 010	10, 480	9, 960	9, 430	8,900	8, 380	7, 850
営業用乗用	白動宙	個人タクシーを	除く	15, 740	14, 860	13, 990	13, 110	12, 230	11, 350	10, 480	9,600
日 未 川 木 川	日期中	個人タク	ンー	15, 740	14, 860	13, 990	13, 110	12, 230	11, 350	10, 480	9,600
自 家 用	乗用	自 動	車	6, 450	6, 350	6, 240	6, 140	6, 040	5, 940	5, 830	5, 730
通 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	大積載量が2	トンを超えるも	₅ の	9,850	9, 460	9,080	8,690	8, 300	7,920	7, 530	7, 150
	大積載量が	2トン以下の	もの	9,600	9, 230	8,870	8,500	8, 140	7,770	7, 410	7, 040
" 省 上	大積載量が2	トンを超えるも	₀ の	9,850	9, 460	9,080	8, 690	8, 300	7, 920	7, 530	7, 150
	大積載量が	2トン以下の	もの	9,600	9, 230	8,870	8, 500	8, 140	7,770	7, 410	7, 040
小型貨物自動		営業	用	7, 400	7, 220	7,040	6, 860	6, 670	6, 490	6, 310	6, 130
けん引小型貨物	物自動車	自 家	用	7, 380	7, 200	7,020	6, 840	6, 660	6, 480	6, 300	6, 120
小 型 二	. 輪	自 動	車	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
軽自	動車	検査対象	車	5, 660	5, 620	5, 590	5, 550	5, 510	5, 480	5, 440	5, 400
Tt.	" — — —	検査対象を	ト車 しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん しんしん しんしん し	5, 420							
原 動 機	後 付	自 転	車	5, 410							
大型特殊自動	車及び小	型特殊自動	力車	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
緊 急	自	動	車	5, 410	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 310	5, 300
	論以上の自動	車(軽自動車を除	<)	5, 470	5, 450	5, 430	5, 410	5, 390	5, 370	5, 350	5, 320
品 (中) 小	型二	輪自動	車	5, 390	5, 380	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 300	5, 290
刪	自動車	検査対象	車	5, 430	5, 410	5, 390	5, 380	5, 360	5, 340	5, 320	5, 300
車	口划于	検査対象タ	本車	5, 420	5, 410	5, 390	5, 370	5, 360	5, 340	5, 330	5, 310
特(イ)霊	きゅ	う 自 動	車	5, 330	5, 320	5, 320	5, 310	5, 290	5, 280	5, 280	5, 270
種 (p) 教	習用	自 動	車	5, 330	5, 320	5, 320	5, 310	5, 290	5, 280	5, 280	5, 270
用 途 (ハ) a ^三	三輪以上の自動	動車(軽自動車を除	<)	5, 560	5, 530	5, 500	5, 470	5, 450	5, 420	5, 390	5, 360
虚 自 そ b /	小型二	輪自動	車	5, 370	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 310	5, 300	5, 280
動の	至自動車	検査対象	車	5, 370	5, 360	5, 350	5, 330	5, 320	5, 310	5, 300	5, 280
車他	エロIJ早	検査対象タ	1車	5, 350							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引 大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象 被けん引軽自動車			引	5, 320	5, 320	5, 310	5, 300	5, 290	5, 280	5, 270	5, 260
検査対象外	被けん	引軽自動	車	5, 340							

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 [その8 4か月~5日契約]

							(単位:円)
車	種	保険期間	4か月 契 約	3か月 契 約	2か月 契 約	1か月 契 約	5日 契 約
乗合	自動車及び	営 業 用	7, 580	6, 990	6, 400	5, 810	
けん	引旅客自動車	自 家 用	7, 320	6, 800	6, 270	5, 740	
沿 柴	用乗用自動車	個人タクシーを除く	8, 720	7, 850	6, 970	6, 090	
呂 未	用 禾 用 日 勤 早	個人タクシー	8, 720	7, 850	6, 970	6, 090	
自复	家 用 乗 用	自 動 車	5, 630	5, 530	5, 420	5, 320	
普通	営 最大積載量が2 業	トンを超えるもの	6, 760	6, 370	5, 990	5, 600	
当 背 及 通 物		2トン以下のもの	6, 680	6, 310	5, 950	5, 580	
自び物自	自 最大積載量が 2 家	トンを超えるもの	6, 760	6, 370	5, 990	5, 600	
動車車		2トン以下のもの	6, 680	6, 310	5, 950	5, 580	
	貨物自動車及び	営 業 用	5, 950	5, 760	5, 580	5, 400	
けん引	小型貨物自動車	自 家 用	5, 940	5, 760	5, 580	5, 400	
小	型二輪	自 動 車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	
軽	自 動 車	検査対象車	5, 360	5, 330	5, 290	5, 250	
平土.	日 助 毕	検査対象外車					
原	動機付	自 転 車					
大型物	寺殊自動車及び小	型特殊自動車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	
緊	急 自	動 車	5, 280	5, 260	5, 250	5, 230	
商	(イ) 三輪以上の自動	車(軽自動車を除く)	5, 300	5, 280	5, 260	5, 240	5, 220
品自	(中) 小型二	輪自動車	5, 270	5, 260	5, 250	5, 230	5, 220
動	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5, 290	5, 270	5, 250	5, 230	5, 220
車	(小) 軽日 助 早	検査対象外車	5, 300	5, 280	5, 270	5, 250	5, 240
特	(イ) 霊 き ゅ	う 自 動 車	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
種	(中) 教 習 用	自 動 車	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
用途	(ハ) a 三輪以上の自!	動車(軽自動車を除く)	5, 330	5, 300	5, 270	5, 250	
連自	そb小型二	輪自動車	5, 270	5, 260	5, 240	5, 230	
動	の c 軽自動車	検査対象車	5, 270	5, 260	5, 240	5, 230	
車	他	検査対象外車					
動車、 大型特 車、被	引旅客自動車、被け 被けん引小型貨物自 殊自動車、被けん引 けん引特種用途自動 引軽自動車	動車、被けん引 小型特殊自動	5, 260	5, 250	5, 240	5, 230	
検査	対象外被けん	引軽自動車					

⁽注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

^{2.} 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により保険料を返還する場合の 返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

- (1) 保険期間開始後における解約
 - イ 保険期間13か月までの契約

返還保険料=(12か月契約の純保険料率

- +12か月契約の社費中損害調査費相当部分
- +12か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分)

- (注)未経過月数は、保険期間月数-既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数を 生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。
- ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約
 - (イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

返還保険料=24か月契約の1年を超える部分の純保険料率

- +24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (12か月契約の純保険料率+12か月契約の社費中損害調査費相当部分)

+24か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(中) 未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料=(24か月契約の1年を超える部分の純保険料率

+24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分)

+24か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

- ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約
 - (イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

返還保険料=36か月契約の1年を超える部分の純保険料率

- +36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (12か月契約の純保険料率+12か月契約の社費中損害調査費相当部分)

+36か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(中) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料=36か月契約の2年を超える部分の純保険料率

- +36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (36か月契約の1年超2年以内の純保険料率+36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分)

+36か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(ハ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料= (36か月契約の2年を超える部分の純保険料率

+36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分)

+36か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

- ニ 保険期間37か月を超え49か月までの契約
 - (4) 未経過期間37か月以上で解約する場合

返還保険料=48か月契約の1年を超える部分の純保険料率

- +48か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (12か月契約の純保険料率+12か月契約の社費中損害調査費相当部分)

+48か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(1) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

返還保険料=48か月契約の2年を超える部分の純保険料率

- +48か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (48か月契約の1年超2年以内の純保険料率+48か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分)

+48か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(ハ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料=48か月契約の3年を超える部分の純保険料率

- +48か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (48か月契約の2年超3年以内の純保険料率+48か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分)

+48か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(二) 未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料=(48か月契約の3年を超える部分の純保険料率

+48か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分)

+48か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

- ホ 保険期間49か月を超え60か月までの契約
 - (イ) 未経過期間49か月以上で解約する場合

返還保険料=60か月契約の1年を超える部分の純保険料率

- +60か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (12か月契約の純保険料率+12か月契約の社費中損害調査費相当部分)

+60か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(中) 未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合

返還保険料=60か月契約の2年を超える部分の純保険料率

- +60か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (60か月契約の1年超2年以内の純保険料率+60か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分)

+60か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(ハ) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

返還保険料=60か月契約の3年を超える部分の純保険料率

- +60か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (60か月契約の2年超3年以内の純保険料率+60か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分)

+60か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(二) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料=60か月契約の4年を超える部分の純保険料率

- +60か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分
- + (60か月契約の3年超4年以内の純保険料率+60か月契約の3年超4年以内の社費中損害調査費相当部分)

+60か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(ホ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料= (60か月契約の4年を超える部分の純保険料率

+60か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分)

+60か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

(2) 保険期間開始前の解約

返還保険料=純保険料率、社費中損害調査費相当部分

及び付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分の全額